

まる  
まちだ〇ごと大作戦 18—20  
大作戦チャレンジ事業  
募 集 要 項



2018年3月(第2版)

まる  
まちだ〇ごと大作戦実行委員会

※2018年度から2020年度の資金支援の実施は、町田市議会  
定例会で予算案が可決されることを前提としております。

## 《もくじ》

I. 〇ごと大作戦とは	1
1. 〇ごと大作戦の目的	
2. 〇ごと大作戦のコンセプトと目指すまちだの姿	
II. 大作戦チャレンジ事業とは	2
1. 大作戦チャレンジ事業の要件	
2. 実施主体（団体等）の要件	
3. 対象とならない事業及び実施主体	
4. 実施主体の責務	
III. 大作戦チャレンジ業の募集	4
1. エントリーシートの受付	
2. 実施主体（団体等）の要件	
3. 大作戦チャレンジ業の申請の流れ	
IV. 大作戦チャレンジ事業の支援メニュー	7
V. 大作戦チャレンジ事業の判定・評価	8
VI. 提出書類	9
参考1 資金の支援	10
助成対象経費一覧	11
参考2 資金支援コースの助成金交付額の考え方	12
参考3 町田市文化プログラム	13

### 「まちだ〇ごと大作戦 18-20」の由来

「〇ごと」には「町田市民が全員で」という意味でのまるごと、「市内の地域全体で」という意味でのまるごと、「文化もスポーツも、いろいろな活動を」という意味でのまるごとというように、様々な意味が込められています。また、漢字や仮名ではなく「まる印」を使っているのは、人と人の輪やつながりを表わしています。そして、「大作戦 18-20」で、3年間にわたって、ワクワクするお祭りのように盛り上がっていかうという意味をこめています。

## I. 〇ごと大作戦とは

町田市では、2018年の市制60周年から、ラグビーワールドカップ2019、東京2020オリンピック・パラリンピックへと続く3カ年を「未来を見据えた3年」と位置付け、「まちだ〇ごと大作戦 18-20」(以下、「〇ごと大作戦」)を実施します。

### 1. 〇ごと大作戦の目的

〇ごと大作戦とは、あなたの夢を実現につなげる取り組みです。この取り組みを通じて、以下の2つの目的の達成を目指します。

#### (1) 市民主体、地域とのつながりで進めます

市民・地域団体・企業などが、自ら「やってみたい夢」の実現に向けた取り組みを、賛同者の知恵や応援を得て、地域の結びつきをより強めながら実施します。そして、次の世代に引き継がれる「新しい価値」を創り出すとともに、市民活動・地域活動を盛り上げていきます。

#### (2) 自ら魅力を創造し、発信します

市内各地域が「祭り」のように盛り上げる様子を市内外に広く情報発信します。それによって、市民の市や地域に対する愛着と誇り、市外からの関心と憧れを高め、「住みたいまち」「住み続けたいまち」「訪れたいまち」としての魅力を高めていきます。

### 2. 〇ごと大作戦のコンセプトと目指すまちだの姿

#### (1) コンセプト

人と人、人と地域団体との新しいつながりから  
市民や地域団体の考える夢をみんなでカタチにし、  
次の世代へのレガシーを創りあげる交流感動都市まちだへ

#### (2) 〇ごと大作戦で実現を目指すまちだの姿

スポーツ、文化・芸術、教育・生涯学習、健康・福祉、自然・環境、安心・安全、街づくりなどあらゆる分野で取り組みが実施され、その取り組みを通じて目指すまちだの姿は次の5つです。

- ・スポーツとともに 元気なまちだ
- ・学び、楽しみ、未来につなげるまちだ
- ・様々な世代が地域で安心して笑顔で暮らせる住みよいまちだ
- ・地域の魅力があふれ、賑わいあるまちだ
- ・「まちだ好き」が集い、地域の未来を考える人が育つまちだ

## Ⅱ. 大作戦チャレンジ事業とは

「大作戦チャレンジ事業」とは、多様な実施主体が自ら「やってみたい」と考えている提案を、賛同者の知恵や応援を得ながら、実現化を目指す取り組みです。

提案するレベルまでには至っていないアイデアについても受付・公開し、賛同者や知恵を募るなどして、その実現に向けた支援を行います。

大作戦チャレンジ事業として募集する提案・アイデアは、2018年1月から受付を開始し、2020年12月末日までに実施するものを対象とします。

### 1. 大作戦チャレンジ事業の要件

市民、地域団体、企業などの実施主体が、自ら取り組む事業で、次の①から⑤の判定項目を全て満たすものとします。

なお、事業は実行委員会による事業化の決定を受けてから1年以内に実施可能なものを基本とします。

①	人と人、人と地域団体との新しいつながりのもとで実施し、つながりが広げられるような事業であること
②	次世代に何かを残せるような事業であること
③	自分にも他の人にも価値（ニーズ、公益性、ワクワク感）のある事業であること
④	新規事業または既存事業に新たな視点（実施主体の追加、対象者の拡大など）を加えてレベルアップを図った事業であること
⑤	次の㊶から㊸のうちどれか1つ以上を満たしていること ㊶市制60周年、ラグビーワールドカップ、オリンピック・パラリンピック、町田市文化プログラム*の要素が含まれている、またはそれらを契機とした事業 ㊷町田市や地域のプロモーションにつながる事業 ㊸特定のテーマで多くの人々の関心を呼び、プロモーションにつながる事業 ㊹地域団体が主体となり、地域の魅力の発信など、地域に根差した事業 ㊺市民、企業などが主体となり、地域団体との関わりの下で行う事業

\*町田市文化プログラム：市制60周年、ラグビーワールドカップ2019、東京2020オリンピック・パラリンピックを契機とし、2020年以降の町田市が「いつでも、どこでも、だれでも、あらゆる文化を楽しむまち」となるため、市民や団体等が行う文化・芸術の取り組み。（詳細はP.13参照）

## 2. 実施主体（団体等）の要件

自らが考える提案に意欲的に取り組むことができ、かつ事業実施後の成果等の報告を行うことができるもので、具体的には次の①から④を指します。

①	主に市内で活動を行う非営利活動団体（町内会・自治会、市民活動団体、ボランティアグループ、NPO 法人、PTA 等）
②	公益法人（社団法人、財団法人等）
③	町田市に主たる事務所を置く企業等
④	事業の趣旨に賛同し集まった原則 5 人以上で構成されるグループ

※個人でも、アイデアの趣旨に賛同する仲間（支援者や協力者）を集めて、夢の実現を目指すことができます。

## 3. 対象とならない事業及び実施主体

- ・ 営利を主たる目的とする事業
- ・ 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- ・ 政治、宗教、選挙活動を目的とする事業
- ・ 実施主体の構成員の交流会など親睦会的な事業
- ・ 毎年継続して行っている事業で、事業内容の変更が伴わない事業
- ・ 実施主体の活動を伴わない政策提言や施設等の整備を目的とする事業
- ・ 募金活動や署名活動を主たる目的とする事業
- ・ 公序良俗に反し、社会的非難を受けるおそれがある事業
- ・ 広く一般に公開されない事業
- ・ 「まちだ〇ごと大作戦実行委員会（以下、「実行委員会」）が実施主体として不適当と認める団体

## 4. 実施主体の責務

大作戦チャレンジ事業に取り組む実施主体の皆さんは、以下の4つの責務を果たすよう努めてください。

### ・ 自ら意欲的に取り組むこと

〇ごと大作戦は、「〇〇やってみたい」と考えている皆さんが、賛同者の知恵や応援を得ながら実現を目指す取り組みです。「誰かがやってくれれば」ではなく、「自分が」「自分達が」取り組み、夢の実現を目指してください。

### ・ 仲間をつくり、地域とつながりながら進めること

〇ごと大作戦は、提案の内容を他の人にも理解してもらい、仲間を増やして実現を目指す取り組みです。そのため、提案の理解者を増やし、仲間をつくり、地域ともつながりながら取り組んでください。

### ・ みんなの笑顔につながる価値を創ること

〇ごと大作戦は、新しい価値を創り出す取り組みです。地域課題の解決やイベントなどによって、取り組みを行う皆さんだけでなく、他の人の笑顔につながる新しい価値を創りだしてください。

## ・ロゴマークなどを活用して自ら情報発信すること

〇ごと大作戦は、取り組みによって新しい魅力を創造し、その魅力を市内外の多くの方に知ってもらおうシティプロモーションとしての取り組みでもあります。そのため、皆さん自身がホームページやSNS等を利用して、提案段階から積極的に情報を発信してください。

大作戦チャレンジ事業の決定を受けると、〇ごと大作戦の統一ロゴマークを使用することができます。ホームページやポスター、チラシ等に使用して、〇ごと大作戦の取り組みであることをPRしてください。



## Ⅲ. 大作戦チャレンジ事業の募集

大作戦チャレンジ事業として募集する提案・アイデアは、2018年1月から受付を開始し、2020年12月末日までに実施するものを対象とします。

### 1. エントリーシートの提出

エントリーシート提出前に、まずにご相談ください。

事務局との相談後、エントリーシートを記入し、事務局に郵送、メール、FAX、窓口で提出してください。

エントリーシートの受け付けは、随時行います。

### 2. 企画書の提出（本申請）

エントリーシート提出後、打ち合わせや調整を重ね、提案をブラッシュアップし企画書としてまとめあげ、郵送または窓口で提出してください。

大作戦チャレンジ事業は、2018年から2020年の3年間で実施しますが、企画書の受け付けは3ヵ月毎（3月、6月、9月12月の各月末日）に締め切りを設けません。最終の受け付けは、2020年9月末日となります。

原則として、企画書の受付締切月の翌月（4月・7月・10月・1月）に、大作戦チャレンジ事業の判定や資金支援対象事業の評価を行い決定します。

#### <相談・受付・お問い合わせ先>

まちだ〇ごと大作戦実行委員会事務局（町田市役所広報課）

住 所：町田市森野 2-2-22 市庁舎4階

電 話：042-724-4084 FAX：042-724-1171

メール：[mcity3260@city.machida.tokyo.jp](mailto:mcity3260@city.machida.tokyo.jp)

（電話・窓口での受付は、平日8時30分から12時、13時から17時）

※窓口での相談を希望される場合は、事前連絡のうえお越しください

### 3. 大作戦チャレンジ事業の申請の流れ

項目	内容	提出書類 (書類は返却いたしません)
①事前相談	まず、事務局に相談します。	
②エントリー	エントリーシートを郵送、メール、FAX、窓口で提出します。 提案者が希望する場合、実行委員会ホームページ*で提案・アイデアを公表し、仲間やアイデアを募ることができます。(公開希望の有無は、エントリーシートに○をつけてください。)	・エントリーシート
③打ち合わせ・企画書作成	仲間や関係者(市や関連団体等)と打ち合わせや調整を行い、提案のブラッシュアップを図りながら、企画書を作成していきます。 提案の内容によっては、地域団体との調整も図ります。	
④本申請	必要書類を添付して企画書を提出します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画提案申請書</li> <li>・企画書</li> <li>・団体の概要書</li> <li>・団体の構成員名簿等 (資金支援を受ける場合の追加資料)</li> <li>・収支計画書</li> </ul>
⑤判定・評価	企画書をもとに、実行委員会で、○ごと大作戦に該当するかどうかの判定をします。 資金支援が必要な場合は、さらに資金支援対象事業かどうかの評価を行います。 (判定・評価項目はP.8参照)	
⑥決定	判定・評価の結果を、○ごと大作戦決定通知書をもって通知します。	

\*まちだ○ごと大作戦実行委員会ホームページ URL <https://www.machida-marugoto.jp>

項目	内容	提出書類
⑦実施	〇ごと大作戦として決定された提案の準備を進め、実施します。	(クラウドファンディング*を活用する場合) ・クラウドファンディング活用申請書
		(前払いを希望する場合) ・助成金前払い交付申請書兼請求書
⑧報告・申請	事業実施後、1か月以内に必要書類を添付して報告します。	・事業実績報告書 ・事業の概要が分かる書類等
		(資金支援を受ける場合の追加資料) ・助成金交付申請書 ・収支報告書 ・領収書等の写し
⑨助成金の確定	報告内容を確認し、助成金額を確定し、助成金確定通知書をもって通知します。	
⑩請求	確定した助成金を請求します。	・助成金交付請求書
⑪支払	請求書受付後、1か月以内に口座振り込みを行います。	

\*クラウドファンディング：ある目的のために、インターネットを通じて不特定多数の人から資金の出資や協力を募ること

## ※ 事業計画の変更・中止

事業計画を途中で変更・中止する場合は、所定の事業変更（中止）承認申請書に必要書類を添えて提出し、実行委員会の承認を受けることが必要となります。

変更・中止がわかった時点でなるべく早めにご相談ください。



#### IV. 大作戦チャレンジ事業の支援メニュー

実行委員会や町田市役所は、相談の段階から、実施に向けた相談・助言・調整を行うとともに、提案内容の公開により、取り組みのPRや仲間やアイデアを募るサポートを行います。

大作戦チャレンジ事業の判定・評価基準（P.8）を満たした事業については、取り組みを広くPRするための情報発信や活動場所の確保、資金の一部助成など、提案の実現に必要な支援を行います。

<p>①情報発信の支援</p>	<p><b>○事業のPR・告知</b>          実行委員会のホームページやSNS等での紹介          各実行委員の広報媒体の活用          町田市役所の広報媒体の活用          （広報まちだ、ホームページ、プレスリリース、ラジオ広報、広報TV、関連施設への掲示等）</p>
<p>②人材、ノウハウの支援</p>	<p><b>○支援者や協力者の募集、紹介</b>          実行委員や町田市役所各部署、ホームページ等を活用して、各種協力の呼びかけを行っていきます。  <b>○事業の実施に向けた相談、助言、調整</b>          提案内容のブラッシュアップ          関係団体や関係機関との打ち合わせ          企画書作成のサポート          アドバイザーの派遣  <b>○研修会・講座等の開催</b>          各実施主体が行う効果的な情報発信（SNS活用等）に向けた講座等の開催等</p>
<p>③場・機会の支援</p>	<p><b>○活動場所の募集や紹介</b>          実行委員や町田市役所各部署が管理している場所の優先的な活用規制等により使うことが難しかった場などの規制の緩和  <b>○仲間づくりや交流につながる機会の提供</b>          提案やアイデアの実行委員会のホームページ上での公開を通じた、新しい出会いや仲間づくりの実施</p>
<p>④資金支援          （詳細はP.10参照）</p>	<p><b>○資金助成コース</b>          事業の実施に必要な経費の一部を助成  <b>○クラウドファンディング活用支援コース</b>          クラウドファンディングを活用して資金調達した際の手数料を助成          ※2種類のコースを組み合わせることも可能です。          ※クラウドファンディングによる資金調達は、実行委員会が協定を締結している「FAAVO 東京町田」を利用することが条件になります。</p>

#### （注）資金支援を受ける場合の留意事項

- 1実施主体が1年間（1月1日から12月31日まで）に助成を受けられる事業数は、コースに寄らず原則として1事業とします。
- 町田市役所の他の補助制度等の対象となる事業については、資金支援の対象外（資金支援以外の支援は対象）とします。
- 実績報告の内容により、助成金額が交付決定金額を下回る場合があります。
- 口座振込で支払うため、提案団体名が明記された口座を作成してください。

## V. 大作戦チャレンジ事業の判定・評価

【大作戦チャレンジ事業の判定】 ※P.2の再掲

①	人と人、人と地域団体との新しいつながりのもとで実施し、つながりが広げられるような事業であること
②	次世代に何かを残せるような事業であること
③	自分にも他の人にも価値（ニーズ、公益性、ワクワク感）のある事業であること
④	新規事業または既存事業に新たな視点（実施主体の追加、対象者の拡大など）を加えてレベルアップを図った事業であること
⑤	次の⑦から⑩のうちのどれか1つ以上を満たしていること ⑦市制60周年、ラグビーワールドカップ、オリンピック・パラリンピック、町田市文化プログラム※の要素が含まれている、またはそれらを契機とした事業 ⑧町田市や地域のプロモーションにつながる事業 ⑨特定のテーマで多くの人々の関心を引き、プロモーションにつながる事業 ⑩地域団体が主体となり、地域の魅力の発信など、地域に根差した事業 ⑪市民、企業などが主体となり、地域団体との関わりの下で行う事業

【資金支援対象事業の評価】

評価項目		評価の視点	配点
企画力	メッセージ性	3年間をチャンスと捉えたメッセージ性やインパクトがある事業か。（レベルアップ事業については、変更内容に込めたメッセージ性を評価）	10点 ×2
	ワクワク・ユニーク度	創造性があり、多くの人々の価値（ニーズ、公益性、ワクワク感）につながる事業か。	10点 ×2
	つながり	人と人、人と地域団体とのつながりが広がり、「町田が好き」「地域が好き」な人が増えるような事業か。	10点
	町田らしさ	地域や実施主体の特性を生かして「町田らしさ」「地域らしさ」が表現できている事業か。	10点
	プロモーション	市内外に町田や地域の魅力をプロモーションできるような事業か。	10点
実行力	実現性	主体的に運営できる体制が確立されており、実行可能な事業か。	10点
	情報発信力	効果的な手法やツールによる情報発信が計画された事業か。	10点
	費用の妥当性	予算計画が活動内容と比べて妥当な事業か。	10点
レガシー	継続性	人のつながりなど何かを残せ、今後も継続・発展していくことが期待できる事業か。	10点
	波及効果	他の地域や団体等の活動のモデルとなり、そのアイデアの普及が期待できる事業か。	10点

※4段階評価の120点満点、採否ラインは80点、0点の項目が1つでもあれば、資金支援対象外とします。

高い ←————→ 低い			
A	B	C	D
10点	7点	3点	0点

## VI. 提出書類

### 提出書類一覧

段階	資金支援を求めない提案の場合 (広報支援を求める提案の場合)	資金支援を求める提案の場合
<u>ステップ1</u> エントリー時	・エントリーシート（様式1）	
<u>ステップ2</u> 企画書提出時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画提案申請書（様式2）</li> <li>・企画書（様式3）</li> <li>・団体の概要書（様式4）</li> <li>・団体の構成員名簿等</li> </ul>	左欄の書類に加え ・収支計画書（様式5）
<u>ステップ3</u> 大作戦チャレンジ決定後		【クラウドファンディングを活用する場合】 ・クラウドファンディング活用申請書（様式6）
		【資金の前払いを受ける場合】 ・助成金前払い交付申請書兼請求書（様式7）
<u>ステップ4</u> 事業実施後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実績報告書（様式8）</li> <li>・事業の概要が分かる書類等</li> </ul>	左欄の書類に加え ・助成金交付申請書（様式9） ・収支報告書（様式10） ・領収書等の写し 【助成金額が確定した後】 ・助成金交付請求書（様式11）
<u>その他</u> 事業計画を 変更する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更（中止）承認申請書（様式12）</li> <li>・計画の変更に関連して必要となる書類一式</li> </ul>	
事業計画を 中止する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更（中止）承認申請書（様式12）</li> </ul>	

※様式1～12については定められた様式でご提出ください。

なお、様式1以外の様式は、提案の進捗状況に応じて事務局からお渡しします。

## 参考1 資金の支援

事業の種類（新規、既存）とコース（資金助成、クラウドファンディング活用支援）によって、助成の考え方が異なります。

区分	資金助成コース		クラウドファンディング活用支援コース
対象	新規事業	既存事業	新規事業・既存事業
助成対象経費	次ページの表に定める要件を満たした経費	次ページの表に定める要件を満たした経費のうち、事業内容のレベルアップ分と事業の広報宣伝費	クラウドファンディングが成立した場合の、 <u>目標設定金額</u> に対する手数料
助成割合	初 回：助成対象経費の4分の3 2 回目：助成対象経費の3分の2 3 回目：助成対象経費の2分の1	助成対象経費の4分の3	10分の10
上限*	1 事業あたり <u>3 年間で</u> 最大100万円 (千円未満は切り捨て)		1 事業あたり <u>3 年間で</u> 最大100万円 (千円未満は切り捨て)
支払	原則、事業実施後 ※助成金交付申請額20万円以上の事業については、交付申請額の2分の1の額を上限に事前に支払うことができます。(千円未満は切り捨て) ただし、事業中止の場合、返金が必要となります。	事業実施後	原則、事業実施後 ※クラウドファンディングが成立した場合で手数料の金額が20万円以上の場合は、手数料額の2分の1の額を上限に事前に支払うことができます。(千円未満は切り捨て) ただし、事業中止の場合、返金が必要となります。
備考			目標設定金額に達しなかった場合、資金調達できない All or Nothing 方式

\* 資金助成コースとクラウドファンディング活用支援コースを併用することは可能です。  
その場合の上限は、各コース1事業あたり3年間で最大100万円となります。

### <新規事業と既存事業の考え方>

- ・ 新規事業：新しく立ち上げた事業および取り組みを始めて2年未満の事業  
 ※新規事業として認められた事業については、2020年12月末までの対象期間中は新規事業として取り扱います。
- ・ 既存事業：2年以上の取り組み実績がある事業に新たな視点を加えてレベルアップを図った事業

助成対象経費一覧

経費費目	対象となる経費の例	対象とならない経費の例
謝礼金	<ul style="list-style-type: none"> <li>講師や専門家などに支払う謝礼金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施主体の構成員や会員が講師等を務める場合の謝礼金</li> <li>助成対象経費の5割を超える場合</li> </ul>
物品 購入費	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業に直接必要とされる物品のうち使用可能期間が短いもの</li> <li>事業に必要な木材などの材料費</li> <li>炊き出し訓練や調理イベントなど、食品の提供を主たる目的としない取り組みの食材費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1点が10,000円を超える物品</li> <li>記念品、参加賞、贈答品</li> <li>汎用性の高い物品（デジカメ、ICレコーダー等）</li> <li>食品の提供を主たる目的とする取り組みの食材費</li> </ul>
広報 宣伝費	<ul style="list-style-type: none"> <li>チラシ、ポスター等の印刷経費</li> <li>チラシ、ポスター等のデザイン費</li> <li>記録用の写真印刷代</li> <li>事業実施の開催告知等を、新聞、雑誌等で広告するための掲載料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施主体の広報宣伝媒体への掲載費用</li> </ul>
郵便料 及び 運搬料	<ul style="list-style-type: none"> <li>切手・はがきなどの郵便料金</li> <li>物品などの運搬費用</li> <li>振込手数料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電話料金、インターネット使用料などの通信費</li> <li>交通費、燃料費、光熱水費</li> </ul>
保険料	<ul style="list-style-type: none"> <li>講師、スタッフ、参加者などが事業実施のために加入する保険料（イベント保険、ボランティア保険など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>団体の日常活動のための保険料や自動車保険</li> </ul>
委託料	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門知識や技術等を要する業務を外部に委託する経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の全部または主要な部分を外部に委託する場合</li> </ul>
使用料 及び 賃借料	<ul style="list-style-type: none"> <li>会議室等会場使用料</li> <li>物品、機器等の賃借（レンタル）料</li> <li>レンタカー借上げ料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施主体または実施主体の構成員が所有している機器・施設等の使用料、賃借（レンタル）料</li> <li>家賃（敷金、礼金等も含む）</li> </ul>
その他 経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施のために必要な経費で、実行委員会が必要かつ適切と認めたもの</li> </ul>	

**参考2 資金支援コースの助成金交付額の考え方**

**・事業費全てを助成するものではありません**

助成金交付額は、助成対象経費にその事業の助成割合を乗じて算出し、千円未満は切り捨てとします。

ただし、同一事業を3年に渡って実施した場合の助成金交付額の上限は100万円となります。

＜資金助成のイメージ＞

総事業費80万円、助成対象経費55万円の新規事業を3年間実施した場合

初回：55万円 × 3/4 = 助成金交付額41.2万円（千円未満切り捨て）

2回目：55万円 × 2/3 = 助成金交付額36.6万円（千円未満切り捨て）

3回目：55万円 × 1/2 = 助成金交付額22.2万円（上限に達したため）

**・自己財源の確保に努めてください**

対象となる経費でも満額助成でないことから必ず自己負担が発生し、かつ対象とされない経費もあることから、事業を実施する上では自己財源（協賛金、参加料、他の補助金など）の確保が必須となります。

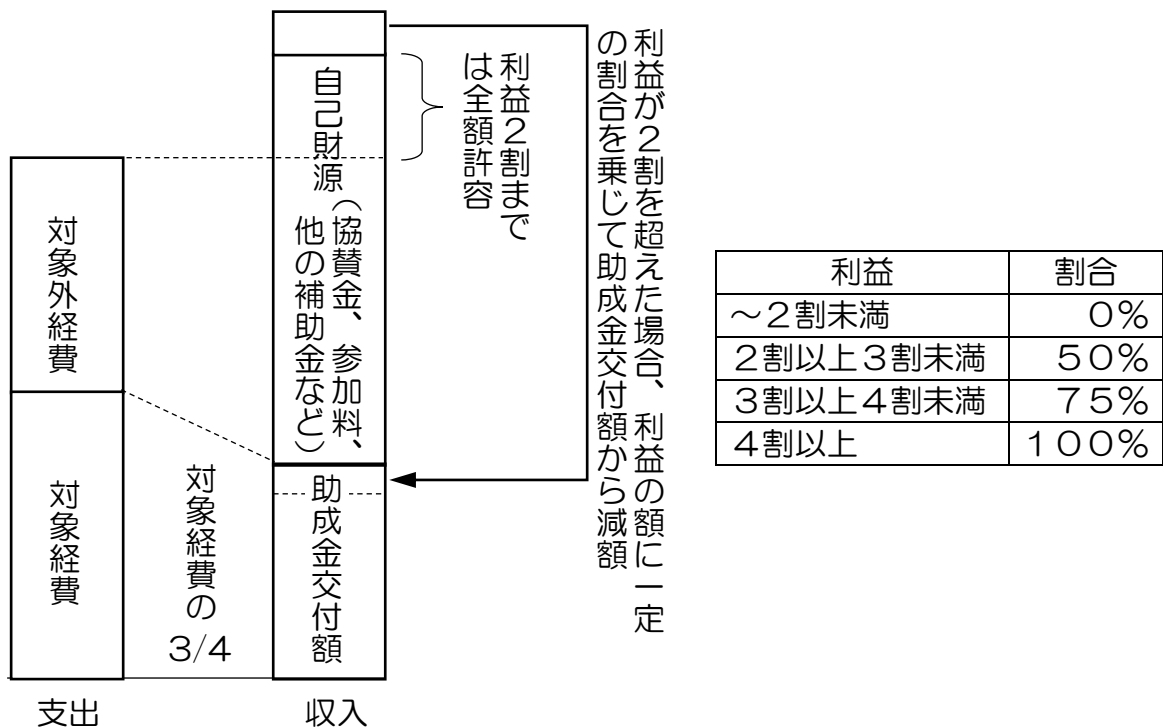
そのため、事業を計画する段階から、自己財源の確保に努めてください。

クラウドファンディング活用による財源確保もご検討ください。

**・事業を継続するため一定の利益は許容します**

自己財源の確保により、助成金交付予定額を合わせた収入が支出を上回った（黒字となった）場合、支出総額の2割相当額の収入額（利益）については、事前度以降の財源確保分として全額許容し、助成金を満額交付します。

なお、支出総額の2割を超える収入額（利益）があった場合は、その超過額に一定の割合を乗じて助成金交付額から減額することとします。



新規事業1年目（助成割合3/4）のときのイメージ

### 参考3 町田市文化プログラム

将来像：いつでも、どこでも、だれでも、あらゆる文化を楽しむまち

#### 1 町田市文化プログラムのねらい

町田市では、東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催等をきっかけに、市内全域で文化プログラムが行われることで、2020 年以降の町田市が「いつでも、どこでも、だれでも、あらゆる文化を楽しむまち」となることを目指します。

#### 2 町田市文化プログラムは、様々な文化芸術活動が対象です

- ・町田市にかかわる歴史と生活
- ・文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踏、メディア芸術、伝統芸能、芸能等
- ・ストリートカルチャー（ダンス、パフォーマンス、大道芸、パレード等）、コミュニティアート等

#### 3 町田市文化プログラムの全体像



#### 4 町田市文化プログラム独自の支援

各実施主体が作成するポスター、チラシ等でまちだ〇ごと大作戦の他、「町田市文化プログラム」の名称が使用できます。

<相談・受付・お問い合わせ先>

まちだ〇ごと大作戦実行委員会事務局（町田市役所広報課）

住 所：町田市森野 2-2-22 市庁舎4階

電 話：042-724-4084 FAX：042-724-1171

メール：[mcity3260@city.machida.tokyo.jp](mailto:mcity3260@city.machida.tokyo.jp)

（電話・窓口での受付は、平日 8 時 30 分から 12 時、13 時から 17 時）

※窓口での相談を希望される場合は、事前連絡のうえお越しく下さい